

○名古屋学院大学利益相反マネジメント規程

(2023年6月29日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、名古屋学院大学（以下「本学」という）が掲げる利益相反マネジメント指針を適切に実施することを目的とする。

(定義と対象者の範囲)

第2条 この規程における「利益相反」とは、広義の利益相反を指すものとする。また、「教職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 本学の教職員（非常勤講師を除く）
- (2) 第4条に規定する利益相反マネジメント委員会が定める者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは次の各号に掲げる活動のいずれかに該当する場合を対象とする。

- (1) 教職員等が、企業等との兼業、共同研究、受託研究等いわゆる社会連携活動を行い、個人的な活動への報酬あるいは贈与として企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）又は株式等の経済的利益を取得する、若しくは便益（物品、設備、人材派遣等）の供与を受ける場合
- (2) 教職員等が、前号の社会連携活動に係る企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (3) 教職員等が、学生又は大学院生等（第2条第1項の「教職員等」に該当しない者）を社会連携活動に従事させる場合
- (4) 教職員等が、社会連携活動に係る企業等から一定額以上の共同研究及び受託研究費等を受け入れる場合
- (5) 許可を得て、本学の職以外の職を兼ねる場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、次条に規定する利益相反マネジメント委員会が利益相反の管理の対象として定めた行為

2 前項に該当する場合は、利益相反の状況について次条に規定する利益相反マネジメント委員会に自己申告しなければならない。

(委員会の設置)

第4条 利益相反マネジメントに関する事項を審議する組織として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る基本方針、本規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 利益相反に係る個別案件の相談及び調査に関する事項
- (3) 利益相反に係る個別案件の審査及び対応等に関する事項
- (4) 利益相反に係る学外からの指摘等への対応に関する事項
- (5) 利益相反マネジメントに係る情報公開に関する事項
- (6) その他利益相反マネジメントに関する事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 教務部長
- (3) 社会連携センター長
- (4) 総合研究所長
- (5) 研究倫理委員長
- (6) 総務部長
- (7) 学長が指名した教職員若干名
- (8) その他委員会が必要と認めた者若干名

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は事務局長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 職責としての委員の任期は当該職にある期間とする。ただし、第6条第7及び8号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 第6条第7及び8号に規定する委員が欠けた場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、原則として年1回開催する他、第5条に掲げた事項が生じたとき、又は委員長が必要と認めたときに開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席した委員が委員長に議事を一任した場合は、出席したものとみなす。
- 4 委員会の議決は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の審議事項に利害関係を有する委員は、当該審議に加わることができない。
- 6 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、委員会においてその意見を聴取することができる。

(利益相反マネジメントのための調査)

第10条 第5条第2号の調査は、利益相反に関する自己申告書の提出又はヒアリング等により実施するものとする。

- 2 前項に掲げる調査の具体的な実施方法は、委員会が決定する。

(結果の通知)

第11条 委員会は、前条に定める調査を実施したのち、対象となる利益相反について審議し、必要と認められる場合は、審議の結果を当該教職員等に対して文書で通知し、改善を要請するものとする。

- 2 委員会は、前項の改善要請に基づき、当該教職員等の状況を追跡調査することができる。
- 3 改善要請を受けた教職員等は、当該要請に対する対応状況を委員長に速やかに報告しなければならない。
- 4 委員会の審議結果に異議がある当該教職員等は、委員会からの通知を受けた日から30日以内であれば、委員長に対して再審議を求めることができる。

(啓発活動)

第12条 委員会は、毎年実施するコンプライアンス研修会等で、利益相反マネジメントの啓発を行うものとする。

(情報公開)

第13条 委員会は、社会に対する説明責任を果たすため、本学における利益相反に関する情報を必要な範囲で公表する。

2 委員会は、情報公開にあたり、教職員等の個人情報の保護に留意しなければならない。

(情報の取扱い及び守秘義務)

第14条 委員会は、当該教職員等から提出された利益相反に関する自己申告書等を外部に漏洩することのないよう、厳重に保管・管理しなければならない。

2 委員会委員は、任期中に知り得た利益相反に関する情報の一切について、その任期中及び任期満了後に、第13条に規定する情報を除き、第三者に漏洩又は提供してはならない。

(所管)

第15条 この規程の所管は、総合研究所事務室とする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、利益相反マネジメント委員会及び大学協議会の審議並びに学長の決裁を経て常任理事会で行う。

附則 1 この規程は、2023年6月29日から施行する。